

# e-Learning における著作権処理の体系化に向けた事例ベースの構築

吉田明恵<sup>†1</sup> 根本淳子<sup>†1</sup> 田中寿郎<sup>†1</sup>  
藤本憲市<sup>†2</sup> 村井 礼<sup>†2</sup> 林 敏浩<sup>†2</sup>

**概要:** e-Learning コンテンツ制作における第三者著作物の利用には適切な著作権処理が必要であるが、四国地区の5国立大学が連携して実施している e-Learning 事業においては、人的資源不足のため個々の案件に丁寧に対応することは困難な状況である。なお、多くの教育機関においても同様な状況であると推測する。今後 e-Learning 授業を普及させるうえで、著作権処理に係る負担軽減は重要な課題である。本報告では、典型的な事例に対する処理の定型化（体系化）を目的として、著作権処理担当者から寄せられた疑問などを集約することによって構築した著作権処理に関する事例ベースについて述べる。

**キーワード:** 著作権処理, 利用許諾申請, 大学連携 e-Learning, 事例ベース

## Construction of Basic Cases to Systematize Copyright-Processing for e-Learning

AKIE YOSHIDA<sup>†1</sup> JUNKO NEMOTO<sup>†1</sup> TOSHIRO TANAKA<sup>†1</sup>  
FUJIMOTO KENICHI<sup>†2</sup> HIROSHI MURAI<sup>†2</sup> TOSHIHIRO HAYASHI<sup>†2</sup>

**Abstract:** In use of a copyrighted material for an e-Learning content, we should deal with its copyright processing properly. However, it is difficult for staff in charge of copyright processing at five national universities in Shikoku, which are cooperating on e-Learning, to handle individual instances because of human-resource shortage. It seems that other educational institutions have been in the similar situation. To systematize copyright processing for typical instances can make lightening of staff workloads, besides spread of lectures with on-demand-type e-Learning in the cooperated universities. In this report, we present basic cases that consist of issues on copyright processing and their correspondences in which the basic cases are constructed by questions gathered from staff at the cooperated universities..

**Keywords:** Copyright Processing, License Application, e-Learning, Basic Case

### 1. はじめに

四国地区の5国立大学では、香川大学に大学連携 e-Learning 教育支援センター四国（以下、センター四国）を、他の4大学に各分室を置き、大学連携 e-Learning による大学教育の共同実施が行われている。大学ごとに第三者著作物への体制が異なっており、専門部局もないことから著作権処理を統一するのは難しいという課題がある。

先行研究としては、著作権処理の代行や著作権処理の業務フローが報告されており（吉田素文・重田・隅谷・渡辺, 2016）、知識を持った人材の必要性を述べている。また九州大学における講習会実施状況が報告されており（吉田素文, 2016）、年度ごとに「①講習会実施前に取り上げて欲しい題材を募集・②著作権専門教員による Q&A 開始・③ウェブサイトで資料配布」と段階を追って人材育成の工夫をしていることが分かる。現在筆者らは上記の①②を終え、③ウェブサイトでのマニュアル公開を目指している。

大学内部で人材育成を図るには、先行研究のように年度ごとに研修を改善していくことで効果が得られるが、筆者

らは、地理的問題を抱え、更に大学間で体制も異なるため、効率的な著作権処理を可能とするには、共通する著作権処理を事例別に整理した共通マニュアルの整備が有効であると考えられる。

まず、SNS 上で各大学の著作権処理担当者から実務上で生じた疑問などを集め、著作権処理の事例ベースを構築する。次に、著作権処理の先行例の豊富な愛媛大学での事例をもとに研修用テキストを制作する。

さらに、研修用テキストを用いた研修会を開催することで、具体的な事例に基づいた著作権処理のスキルアップを図り、事例ベースの充実を目指す。

本報告では、SNS 上でやり取りをした著作権処理上の疑問点と研修会後に実施したアンケートの結果と課題について述べる。今後は、得られた結果を5大学連携マニュアル作成の枠組み作りに役立てる予定である。

### 2. 四国地区5国立大学における著作権処理の現状

#### 2.1 著作権処理の作業担当

四国地区の5国立大学では、著作権処理を扱う専門部局がないため、利用許諾等の著作権処理は教員業務とせざるを得ない。一方、愛媛大学分室では、コンテンツを制作す

<sup>†1</sup> 愛媛大学（大学連携 e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室）  
Ehime University

<sup>†2</sup> 香川大学（大学連携 e-Learning 教育支援センター四国）  
Kagawa University

る職員 2 名が著作権処理も行っている。本事業が開始した当時は著作権者への利用許諾方法などのノウハウがなかったが、試行錯誤で対応するにつれ、改良を加えながら作業を進められるようになっていく。ここで得られたノウハウが貴重な成果となっている。2.2 節では愛媛大学分室における著作権処理の事例をもとに、5 大学で共通する作業の項目の抽出を行う。

## 2.2 著作権処理に係る作業項目の抽出

本報告では、著作権処理に必要な作業項目を以下の通り分けることとする。

- 1) 対象となる著作物の特定（引用要件の判断）
- 2) 著作者、著作権者、出典元等利用許諾先（国）の特定
- 3) 連絡方法の確認
- 4) 実際の手続き内容の記録

まず、著作権処理の対象となる著作物の特定が必要となる。ここでは、科目担当教員から提出された資料を元に、絵画や写真などを特定する。著作物であるか否かの判断が難しいものは、3.2 節に示す情報共有用の SNS 上で質問することとしている。

次に、科目担当教員から提出された資料を元に、著作者や出典元など、利用許諾先の特定を行う。

ただし、既存の対面授業を e-Learning 化した場合、教員から出典元を明確に提示されないことがあった。

それゆえ、出典元を確認しながら、担当教員に何度か問い合わせを行う必要があった。出典元が不明な場合、画像検索等を駆使して海外の出典元を探し出すこともあった。

他にも海外の博物館や大学が著作権を所有していることも多くあった。表 1 は、3 科目（90 分授業 8 から 15 回分に相当）の e-Learning 教材を制作する際に利用許諾申請を行った国別の件数を示す。分野によっては海外の著作物の比率が高くなることが明らかである。

表 1 国地域別利用許諾申請が必要な第三者著作物件数

国地域	科目 A 全 15 回 自然科学系	科目 B 全 8 回 社会科学系	科目 C 全 8 回 自然科学系
日本	32 (32)	27 (27)	5 (5)
英米	21 (21)	10 (10)	1 (1)
西仏	—	2 (2)	—
ヨルダン	—	1 (1)	—
中台	1 (1)	5 (5)	—
韓国	—	15 (15)	—
旧ソ連	—	18 (0)	—
合計	54 (54)	78 (60)	6 (6)

(括弧内は利用許諾取得済み件数)

国内における利用許諾申請で代表メールしか把握できない場合、まず電話等で連絡をとると、後の処理を進めや

すくなるころ、海外への連絡には言葉の壁もあるため、メールによる連絡がメインとなることも経験的に分かった。最後に、メールのやり取り等、実際の手続きの内容を記録することで、他大学でも事例を参照することができる。

## 3. 著作権処理に関する情報共有

### 3.1 第三者著作物の利用許諾申請に関する情報共有

本報告では、著作権処理を行った先行例を 5 大学間で情報共有することで、5 大学全体での作業の効率化を図る。5 大学全体で各分野の著作権処理に関する情報を共有できるため、大学連携による大きなメリットとなる。他大学で得られたノウハウ、特に、利用許諾申請をする上で躓きやすい点や工夫した点を共有することにより、後から同様な著作権処理を行う大学ではトラブルを回避しやすい。

また、事例ベースを事前に調査しておくことで、実際に著作権処理を行わなくても具体的な経験を擬似的に積むことができる。

共有方法としては、SNS 等を利用して情報を蓄積し、後で著作権処理をする担当者の不安材料が軽減される状態を目指す。著作権処理の共通マニュアルや利用許諾申請書の雛形を作成し、SNS 上に掲載することを検討している。

先行研究「人材教育そのものが教育機関である大学の使命である（喜多，2015）」の通り、大学間連携での迅速な人材育成が、業務の効率化とコストダウンにつながり、余力を「教育の質保証の向上」に回すことが可能となる。

### 3.2 SNS を利用した事例ベースの構築

まず、平成 27 年 12 月より、図 1 の通り著作権処理の実務上で生じた問題や疑問などを著作権処理の専門家に質問し、その質疑応答の経緯を記録することとした。



図 1 SNS 上での Q&A

平成 28 年 6 月、ある程度の情報の蓄積ができたため、著作権処理を行う可能性がある立場の香川大学 2 名、高知大学 3 名、徳島大学 1 名、北海道大学 1 名の職員に SNS へ

の参加を呼びかけた。掲示板に書き込まれた各質問に対しては、筆者が実務経験からの一次回答と関連情報の提供を行っている。新規資料作成時やデータの差替え時、海外論文の許諾申請の際に、クリエイティブコモンズライセンス (CCL) や米国の著作権クリアランスセンター (Rights link) などの関連情報があれば、著作権の検索にかかる手間を減らせることが可能となる。その後、著作権法の専門家から著作権法上の視点での回答を行うこととしている。

## 4. 著作権処理研修会の共同開催

### 4.1 研修用教材の作成

山口大学知的財産センターの木村教授による監修の下、

図2に示される通り、著作権処理研修会用のテキストを作成した。テキストの内容は、仮定の職員3名（著作権処理業務を初めて1か月目の職員Aとベテラン補佐員B、コンテンツ制作を行う職員C）を中心にストーリーを設定し、著作権処理開始時に悩みそうな問題を練習課題として取り上げた。

著作権処理に係る知識や経験の少ない職員Aが対応することで、初学者にも共感の得やすい内容としている。

また、あえて現実味を増すため、質問内容は曖昧な文章としている。各質問に対して、知識定着のためのクイズ形式の解説、詳細な解説、及び、回答の例という3構成とすることで、段階的に学修しやすくした。

Copyright notice: S14-2職務著作の利用, S11-1著作物の保護期間, S12-1グラフの著作性, S13-1キャプチャの利用, S14-1職務著作の利用

**質問**

葛飾北斎の日本画の写真集の中から風景画をeラーニングの背景で使用したいという要望が科目担当教員から出ています。できれば、パロディ的な画像を加筆し改造したいのですが、何か問題がありますか？

**コンテンツ制作担当  
職員C**

**小テスト**

以下の選択肢の中から、今回の質問への回答として適切と思われるものを選び、選んでください。

- 葛飾北斎は死後50年以上経っているので、葛飾北斎の描いた日本画の著作権は消滅しています。したがって今回の利用にはまったく問題はありません。
- 葛飾北斎の日本画を写真に撮影した場合、カメラマンに著作権が発生する場合があります。したがって、カメラマンに無断で利用するのは問題があります。
- 著作物を改造する場合には、著作者人格権に配慮する必要があります。著作者の名誉を損なうような改造をするのは問題があります。

**ポイント**

- ① 対象となる著作物は？
- ② 著作物の保護期間は？ 著作者の死後( )まで
- ③ 著作者の権利は？ 著作権及び著作者( )権

(a) 質問とポイント

葛飾北斎の日本画の写真集の中から風景画をeラーニングの背景で使用したいという要望が科目担当教員から出ています。できれば、パロディ的な画像を加筆し改造したいのですが、何か問題がありますか？

**解説**

- 著作物の保護期間は著作者の死後50年までとなっている。著作権の切れた著作物は自由に利用することができる。但し、今回は日本画を写真に写し取って利用するものであること及び改造することに考慮する必要がある。そのため、問題がないとまではいえない。 **不正解**
- 絵画を写真に撮った場合、光の具合等により、創作性が認められる場合がある。日本画の著作権が切れていたとしても、それを写し取った写真の著作権が存続する場合はカメラマンの許諾が必要となる。 **正解**
- 著作者には、その意に反する改造を受けないものとする著作者人格権（同一性保持権）が認められている。 **正解**

**ポイント**

- ① 対象となる著作物は？
- ② 著作物の保護期間は？ 著作者の死後(50年)まで
- ③ 著作者の権利は？ 著作権及び著作者(人格)権

コーディネーターへのお問い合わせ先  
各会場で受講者から質問等があれば、Moodleのフォーラムに投稿してください。

6

(b) 解説と回答

葛飾北斎の日本画の写真集の中から風景画をeラーニングの背景で使用したいという要望が科目担当教員から出ています。できれば、パロディ的な画像を加筆し改造したいのですが、何か問題がありますか？

**回答例**

E-Learning推進部 山田様  
いつも大変お世話になっております。法務部愛媛分室の穴田です。今回の件について、以下の通り回答いたします。

**判断とその理由:**  
北斎の没後50年以上経っており、日本画の著作権は消滅していると考えられます。しかし、カメラマンの著作権はグレーな部分があり、光の当て方等によっては創作性が認められる場合もあります。写真集の写真を使用する場合は、出版社を通じてカメラマンに許諾を取っておくことをお勧めします。また、著作権は消滅していても、著作者人格権が存在するため、作者の名誉を傷つけるような改造はすべきではないと考えます。

**提案:**  
【提案1】パロディ風に改造することは認め、写真集からではなく、ネット上でCCL(クリエイティブコモンズライセンス)が表示されている葛飾北斎の画像を使用しては如何でしょうか。  
【提案2】パロディ風が重要事項である場合は、背景に葛飾北斎を使用することを認め、全て自作しては如何でしょうか。

以上です。ご検討ください。  
どうぞよろしくお願いいたします。

**著作権処理担当  
職員A**

(c) 回答例

**質問**

先日知財セミナーに参加した際、講師の木村先生からご厚意で資料のスライド(yamaguchi0123.pdf)をいただきました。とても良い内容なので、そのスライドをe-Learningコンテンツの一部に利用したいと考えています。できれば、そのスライドに山口大学のweb上にある木村先生の顔写真(kimura.jpg)を掲載したいです。上記のスライドと写真の2件で何か問題はあるでしょうか。

**あなたの判断とその理由:**

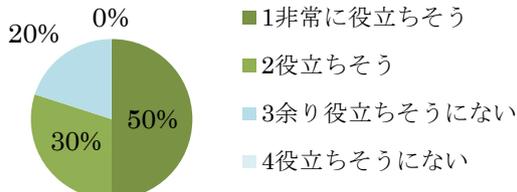
**あなたの処理方法:**

(d) 後半課題での回答欄

図2 研修用テキストの例

#### 4.2 四国5大学教職員向け研修会アンケート

平成28年11月、四国5大学事業の著作権処理研修会「e-Learningにおける著作権処理の実務」を実施した。本研修には四国5大学の教職員43名の参加があった。研修会受講者には任意でアンケートを行った。アンケート結果を図3及び表2, 3に示す。回答率は参加者の33%（著作権処理担当者4名, 非担当者10名, 計14名）であった。



(a)ST1~ST4の小テスト・回答案・解説

図3 著作権処理非担当者10名への質問

アンケート結果から、テキストの内容・構成については、ある程度の効果・将来的な期待が得られたと考えられる。

しかし、著作権処理の業務経験がない受講者から「余り役立ちそうにない」という回答もあった。今回の研修では、著作権処理担当1か月目の初心者を対象者としたものの、内容が難しすぎたのか、検討を要する。

選択質問（解説編5件, 実践編8件）で「非常に欲しい」を選択した上位回答（14名中9名が選択）は、表3の通りであった。

「相手方との連絡手段の選び方（電話・FAX等）」と言った選択肢を希望する方が多いことから、著作権処理をどう開始すれば良いのか、悩んでいる方が多くいることが推察できる。著作権処理担当者の裾野を広げることが目的でもあり、今後研修会を企画する際は、対象者を著作権処理業務未経験者に限定して開催する等、課題がある。

表2 ご意見（自由記述）

研修内容を実際に活用された方に質問します。どの部分を活用されましたか？

- ①著作権処理の実際について、他の受講者とのディベートの時間も設けられていたため、実践的な学びができました。
- ②初心者にも分かりやすい明瞭な解説と具体的な案を書いている点は他にない資料で良いと思いました。
- ③著作権法の保護対象とならないデータについても、調査にコストがかかったために財産的価値が生まれることもあるなど、単なる著作権法だけでなく関連する法域も含んだ解説となっていた点が多くなりました。
- ④具体的で実際に直面しそうな場面であった。メールで確認する場合など実際に使えるような内容でとても有り難かった。

表3 選択質問

今後研修を受けたり、マニュアルを読んだりする場合、以下の情報は欲しいですか？

##### 「解説編」

- ・著作物性の判断
- ・利用許諾契約の要点

##### 「実践編」

- ・自由利用の意思表示(CCL)のある著作物を探す方法
- ・相手方との連絡手段の選び方(電話・FAX等)
- ・利用許諾が取りづらい場合の対応集

## 5. おわりに

今後は今回得られた結果を更に分析し、改訂版のテキストを作成し、再度研修会を開催する予定である。次回得られた結果から、5大学で必要とされる項目を洗い出し、最低限必要な情報を精査し、共通マニュアルを完成させ、著作権処理の普及と効率化を目指す。

### 謝辞

第三者著作物利用許諾申請数のデータ収集にご協力頂いた愛媛大学総合情報メディアセンター事務課技術補佐員の陣内恭子さん、著作権処理テキストを作成する上で多くのご指導頂いた山口大学大学研究推進機構知的財産センターの木村友久教授に謹んで感謝の意を表す。木村先生には、平成28年6月12日日本知財学会知財教育分科会にて筆者が発表した際、多くのご意見を頂いた。そして同年8月24日に愛媛大学で開催された四国地区大学教職員能力開発ネットワーク研修会「知財リスク対応の基礎知識並びに知財人材育成の授業デザイン」の講師を担当された際、上記研修会講師を依頼し、著作権法の専門家としての視点で研修教材の監修をして頂いた。

### 参考文献

- [1] “大学ICT推進協議会、教育情報化と著作権フォーラム(国立情報学研究所)”。2016.10.21  
(1)吉田素文. 大学におけるICT活用教育と著作権  
(2)重田勝介. 隅谷孝洋. 大学におけるコンテンツ作成と著作権処理  
(3)渡辺智暁. 教育とオープンライセンス  
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLCxxmDbBvq7ljZg1A2NXAz5uTH6Xx1VrM> (参照 2017-10-22)
- [2] 喜多一. 大学教育の情報化とその組織的課題. 情報処理学会論文誌 教育とコンピュータ Vol. No.1 4-9(Jan.2015), p.4-9.
- [3] 吉田明恵, 陣内恭子, 根本淳子, 田中寿郎, 村井礼, 林敏浩. 四国地区5国立大学間のe-Learningコンテンツと第三者著作物への利用許諾に関する考察. 日本教育工学会研究報告集, Vol.16, No.1, 2016, p.413-416.
- [4] 吉田明恵, 陣内恭子, 根本淳子, 田中寿郎, 村井礼, 林敏浩. 大学連携 e-Learningにおける著作権処理の支援に向けた取組. 教育システム情報学会第41回全国大会(帝京大学)発表論文集, 2016, p.305-306.
- [5] Creative Commons license  
<https://creativecommons.jp/licenses/> (参照 2017-02-16)